

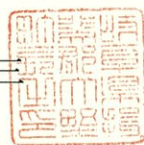
公示送達について

次の者は、住所が不明であるから書類の送達が出来ないため、地方税法（昭和25年法律226号）第20条の2の規定に基づき公示する。

なお、送達すべき書類は、当町住民課が保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和7年9月12日

岐阜県揖斐郡大野町長 宇佐美 晃三



氏 名	送 達 書 類 名
名和 寿	国民健康保険法第七十九条の二の規定による通知